

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	保安機関の認定又はその更新
概要	保安業務を行おうとする者は、保安業務区分に従い、市長の認定を受けることができます。なお、認定は5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第29条第1項及び第32条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=342AC0000000149) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第6条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=343C00000000014) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第29条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409M50000400011)
審査基準	申請者が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条各号のいずれにも該当しないこと、かつ、申請内容が、同法第31条に規定する認定の基準に適合していることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第31条から第33条まで 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年3月13日通商産業省告示第122号） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（平成31年3月15日保局第5号） 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（令和3年2月25日保局第1号）
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	保安機関の認定又はその更新を受けようとするとき （更新については液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第34条に規定された日までに行うこと）
提出方法	保安機関認定申請書又は保安機関認定更新申請書に審査のために必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> 保安機関の認定 34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額 保安機関の認定の更新 14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	